

個人情報取扱事業者は、保有個人データに関し、次に掲げる事項について、本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）に置かなければならない。

「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」とは、ホームページへの掲載、パンフレットの配布、本人の求めに応じて遅滞なく回答を行うこと等、本人が知ろうとすれば、知ることができる状態に置くことをいい、常にその時点での正確な内容を本人の知り得る状態に置かなければならない。必ずしもホームページへの掲載、又は事務所等の窓口等へ掲示すること等が継続的に行われることまでを必要とするものではないが、事業の性質及び個人情報の取扱い状況に応じ、内容が本人に認識される合理的かつ適切な方法によらなければならない。

普段から問い合わせ対応が多い事業者等において、ホームページへ掲載する方法は、(11)「本人が容易に知り得る状態」及び(12)「本人の知り得る状態（本人の求めに応じて遅滞なく回答する場合を含む。）」の両者の趣旨に合致する方法である。

事例1) 問い合わせ窓口を設け、問い合わせがあれば、口頭又は文章で回答できるような体制を構築しておくこと。

事例2) 店舗販売において、店舗にパンフレットを備えおくこと。

事例3) 電子商取引において、問い合わせ先のメールアドレスを明記すること。

(13) 「提供」

法第23条第1項

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

その他、法第23条第2項等に記述がある。

「提供」とは、個人データを利用可能な状態に置くことをいう。個人データが、物理的に提供されていない場合であっても、ネットワーク等を利用することにより、個人データを利用できる状態にあれば(利用する権限が与えられていれば)、「提供」に当たる。

2. 個人情報取扱事業者の義務等

(1) 個人情報の利用目的関係（法第15条～第16条関連）

① 法第15条第1項関連

法第15条第1項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的（以下「利用目的」という。）をできる限り特定しなければならない。

個人情報取扱事業者は、利用目的をできる限り特定しなければならない。

利用目的の特定に当たっては、利用目的を単に抽象的、一般的に特定するのではなく、可能な限り具体的に特定するとともに、個々の処理の目的を特定するにとどめるのではなく、あくまで個人情報取扱事業者において最終的にどのような目的で個人情報を利用するかを特定する必要がある。（1. (4)※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。）。

具体的には、「〇〇事業※における商品の発送、新商品情報のお知らせ、関連するアフターサービス」等を利用目的とすることが挙げられるが、定款や寄付行為等に想定されている事業の内容に照らして、個人情報によって識別される本人からみて、自分の個人情報が利用される範囲が合理的に予想できる程度に特定している場合や業種を明示することで利用目的の範囲が想定される場合には、これで足りるとされることもあり得る。しかしながら、単に「当社の事業活動」、「お客様のサービスの向上」等を利用目的とすることは、できる限り特定したことにはならない。

なお、あらかじめ、個人情報を第三者に提供することを想定している場合には、利用目的において、その旨特定しなければならない。

雇用管理情報の利用目的の特定に当たっても、単に抽象的、一般的に特定するのではなく、労働者等（個人情報取扱事業者で使用されている労働者、個人情報取扱事業者で使用される労働者になろうとする者及びなろうとした者並びに過去において個人情報取扱事業者で使用されていた者。以下同じ。）本人が、取得された当該本人の個人情報が利用された結果が合理的に想定できる程度に、具体的、個別的に特定しなければならない。

※ 〇〇事業の特定に当たっては、社会通念上、本人から見てその特定に資すると認められる範囲に特定することが望ましい。例えば、日本標準産業分類の中分類から小分類程度の分類が参考になる。

【具体的に利用目的を特定している事例】

事例1) 「〇〇事業における商品の発送、関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのために利用致します。」

事例2) 「ご記入頂いた氏名、住所、電話番号は、名簿として販売することがあります。」

事例3) 情報処理サービスを行っている事業者の場合は、「給与計算処理サービス、宛名印刷サービス、伝票の印刷・発送サービス等の情報処理サービスを業として行うために、委託された個人情報を取り扱います。」のようにすれば利用目的を特定したことになる。

【具体的に利用目的を特定していない事例】

- 事例1) 「当社の事業活動に用いるため」
- 事例2) 「当社の提供するサービスの向上のため」
- 事例3) 「当社のマーケティング活動に用いるため」

② 法第15条第2項、法第18条第3項関連

法第15条第2項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

法第18条第3項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

上記①により特定した利用目的は、本人が想定することが困難でない範囲内で変更することは可能である。変更された利用目的は、本人に通知^{*1}するか、又は公表^{*2}しなければならない。

※1 「本人に通知」については、1. (7) 参照。

※2 「公表」については、1. (8) 参照。

*** 本人が想定することが困難でない範囲内の基準**

利用目的で示した個人情報を取り扱う事業の範囲を超えての変更は、あらかじめ本人の同意なく行うことはできない。

利用目的において、一連の個人情報の取扱いの典型を具体性をもって示していた場合は、その典型例から推測できる範囲内で変更することができる。

事例) 「当社の行う〇〇事業における新商品・サービスに関する情報を電子メールにより送信することがあります。」とした利用目的において、「郵便によりお知らせすることがある」旨追加することは、許容される。

③ 法第16条第1項関連

法第16条第1項

個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱

う場合は、あらかじめ本人の同意を得^{*1}なければならない。

同意を得るために個人情報を利用すること（メールの送付や電話をかけること等）は、当初の利用目的として記載されていない場合でも、目的外利用には該当しない。

※1 「本人の同意を得（る）」については、1. (10) 参照。

【同意が必要な事例】

事例) 就職のための履歴書情報をもとに、自社の商品の販売促進のために自社取扱商品のカタログと商品購入申込書を送る場合

④ 法第16条第2項関連

法第16条第2項

個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

個人情報取扱事業者が、合併、分社化、営業譲渡等により他の個人情報取扱事業者から事業の承継をすることに伴って個人情報を取得した場合であって、当該個人情報に係る承継前の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱う場合は目的外利用にはならず、本人の同意を得る必要はない。

⑤ 法第16条第3項関連

以下のような場合には、上記③及び④において本人による同意を得ることが求められる場合でも、その適用を受けない。

i. 法第16条第3項第1号関連

法第16条第3項第1号

前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

法令に基づいて個人情報を取扱う場合は、その適用を受けない。

上記の根拠となる法令の規定としては、刑事訴訟法第218条（令状による捜査）、地方税法第72条の63（事業税に係る質問検査権、各種税法に類似の規定あり）等が考えられる。これらについては、強制力を伴っており、回答が義務づけられているため、一律これに該当する。

事例) 所得税法第225条第1項等による税務署長に対する支払調書等の提出

一方、刑事訴訟法第197条第2項(捜査と必要な取調べ)等のような、個人情報の提供が任意協力の場合についても対象となり得ると考えられるが、個別の判断が必要とされる。

事例1) 商法第274条の3による親会社の監査役の子会社に対する調査への対応

事例2) 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第2条及び証券取引法第193条の2の規定に基づく財務諸表監査への対応

ii. 法第16条第3項第2号関連

法第16条第3項第2号

前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

人(法人を含む。)の生命又は財産といった具体的な権利利益が侵害されるおそれがあり、これを保護するために個人情報の利用が必要であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(他の方法により、当該権利利益の保護が十分可能である場合を除く。)は、その適用を受けない。

事例1) 急病その他の事態時に、本人について、その血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合

事例2) 私企業間において、意図的に業務妨害を行う者の情報について情報交換される場合

iii. 法第16条第3項第3号関連

法第16条第3項第3号

前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

公衆衛生の向上又は心身の発展途上にある児童の健全な育成のために特に必要な場合であり、かつ、本人の同意を得ることが困難である場合(他の方法により、公衆衛生の向上又は児童の健全な育成が十分可能である場合を除く。)は、その適用を受けない。

事例1) 健康保険組合等の保険者等が実施する健康診断やがん検診等の保健事業について、精密検査の結果や受診状況等の情報を、健康増進施策の立案や事業の効果の向上を目的として疫学研究又は統計調査のために、個人名を伏せて研究者等に提供する場合

事例2) 不登校や不良行為等児童生徒の問題行動について、児童相談所、学校、医療行為等の関係機関が連携して対応するために、当該関係機関等の中で当該児童生徒の情報を交換する場合

iv. 法第16条第3項第4号関連

法第16条第3項第4号

前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

国の機関等が公的な事務を実施する上で、民間企業等の協力を得る必要がある場合であり、協力する民間企業等が目的外利用を行うことについて、本人の同意を得ることが当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合は、その適用を受けない。

事例1) 事業者等が、税務署の職員等の任意調査に対し、個人情報提出する場合

事例2) 事業者等が警察の任意の求めに応じて個人情報提出する場合

(2) 個人情報の取得関係（法第17条～第18条関連）

① 法第17条関連

法第17条

個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

個人情報取扱事業者は、偽り等の不正の手段により個人情報を取得してはならない。
なお、不正の競争の目的で、秘密として管理されている事業上有用な個人情報で公然と知られていないものを、詐欺等により取得したり、使用・開示した者には不正競争防止法（平成15年法律第46号）第14条により刑事罰（3年以下の懲役又は300万円以下の罰金）が科され得る。

事例1) 親の同意がなく、十分な判断能力を有していない子供から家族の個人情報を

取得する場合

事例2) 法第23条に規定する第三者提供制限違反をするよう強要して個人情報を取得した場合

事例3) 他の事業者に指示して不正な手段で個人情報を取得させ、その事業者から個人情報を取得する場合

② 法第18条第1項関連

法第18条第1項

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得した場合は、あらかじめその利用目的を公表している場合を除き、速やかに、その利用目的を、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を公表^{*1}していることが望ましい。公表していない場合は、取得後速やかに、その利用目的を、本人に通知^{*2}するか、又は公表しなければならない(1. (4)※電話帳、カーナビゲーションシステム等の取扱いについての場合を除く。)

※1「公表」については、1. (8)参照。

※2「本人に通知」については、1. (7)参照。

【本人に通知又は公表が必要な事例】

事例1) インターネット上で本人が自発的に公表している個人情報を取得する場合

事例2) インターネット、官報、職員録等から個人情報を取得する場合

事例3) 電話による問合せやクレームのように本人により自発的に提供される個人情報を取得する場合

事例4) 個人情報の第三者提供を受ける場合

③ 法第18条第2項関連

法第18条第2項

個人情報取扱事業者は、前項の規定にかかわらず、本人との間で契約を締結することに伴って契約書その他の書面(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下この項において同じ。)に記載された当該本人の個人情報を取得する場合その他本人から直接書面に記載された当該本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない。ただし、人の生命、身体又は財産の保護のために緊急に必要がある場合は、この限りでない。

個人情報取扱事業者は、書面等による記載、ユーザー入力画面への打ち込み等により、直接本人から個人情報を取得する場合には、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示*しなければならない。なお、口頭による個人情報の取得にまで、当該義務を課すものではない。

※「本人に対して、その利用目的を明示」については、1. (9) 参照。

【あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければならない場合】

事例1) 申込書・契約書に記載された個人情報を本人から直接取得する場合

事例2) アンケートに記載された個人情報を直接本人から取得する場合

事例3) 懸賞の応募葉書に記載された個人情報を取得する場合

④ 法第18条第3項関連

法第18条第3項

個人情報取扱事業者は、利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知し、又は公表しなければならない。

個人情報取扱事業者は、本人が想定することが困難でない範囲内で利用目的を変更した場合は、変更された利用目的について、本人に通知するか、若しくは公表しなければならない。(2. 個人情報取扱事業者の義務(1) 個人情報の利用目的関係②参照)

⑤ 法第18条第4項関連

以下の場合においては、上記②、③及び④はその適用を受けない。

i. 法第18条第4項第1号関連

法第18条第4項第1号

前三項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合

利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合は、その適用を受けない。

事例) いわゆる総会屋等による不当要求等の被害を防止するため、当該個人に関する情報を取得し、相互に情報交換を行っている場合で、利用目的を通知又は公表することにより、当該総会屋等の逆恨みにより、第三者たる情報提供者が被害